

第501回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和4年8月23日（火） 午前9時55分
開催場所：奈良労働局 別館会議室
奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、※水谷圭子、山本 勝、山根 惇
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、※柴田健司、※当麻和重、西田雅彦
事務局	鈴木労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、古元専門官

※はオンライン出席

2. 審議事項

- (1) 運営小委員会の審議結果について
- (2) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）
- (3) 奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について
- (4) その他

3. 主要経過・審議結果

【箸方室長】

それでは、定刻になりましたので、第501回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【伊東会長】

本日は御多忙のところ、ご出席を頂きありがとうございます。ただ今から、第501回奈良地方最低賃金審議会を開催します。

本日の審議会は、「公開」で始めます。

次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに、労働者側は、山本委員、よろしく願いいたします。使用者側は、柴田委員にお願いします。

それでは、議題（1）「運営小委員会の審議結果について」の審議に入ります。

これにつきましては、8月5日開催の本審におきまして、3つの特定最低賃金の改正の必要性の有無について、奈良労働局長から「諮問」をお受けしたところでございます。

その「改正の必要性の有無」の検討につきましては、運営小委員会に付託したところ、運営小委員会で結論が出ましたので、審議結果につきましては、委員長である私からご報告いたします。

では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

3つの特定最低賃金の改正の必要性につきましては、運営小委員会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり「改正の必要性有りとすることはできない」との結論となりましたので、ご報告いたします。

なお、報告文の内容を確認したいと思いますので、事務局から、報告文を読み上げてください。

【箸方室長】

はい、それでは、ただ今お配りした報告書「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」を読み上げます。

令和4年8月23日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和4年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したため報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 深水 麻里

労働者代表委員 北尾 亮 松田 拓実 山本 勝

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

なお、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」と「奈良県自動車小売業最低賃金」につきましては、同じく「改正の必要性有りとすることはできない」ということですので、報告文の配付をもちまして、ご報告に代えさせていただきます。以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして運営小委員会の審議結果の報告とさせていただきます。

次に、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

【箸方室長】

それでは、運営小委員会における審議経過につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

3つの特定最低賃金について、労働者側委員からは「その必要性がある理由」が述べられ、その後、使用者側委員から「その必要性が無い理由」が述べられましたが、労使の主張の隔たりは埋まらず、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致を得られず、3つの特定最低賃金すべてについて、「改正の必要性有りとすることはできない」という結論に至りました。

運営小委員会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の運営小委員会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますか。

【松田委員】

労働側の松田です。今回、特定最低賃金の改正の必要性ありに至らなかったというところで、議論を継続していくことができなかつたことについて、残念に思うのですが、今後、特定最低賃金の在り方を含めて、労使と労働局を含めて議論をしていった上で、来年度、地域別最低賃金も1000円に向けた上昇も見込まれますので、そういうことも加味して、この特定最低賃金の仕組みをどうしていくかというところをしっかりと議論していければと思っていますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

【伊東会長】

ありがとうございました。その他にございませんでしょうか。

今、特定最低賃金のあり方について、議論がされたところでありますが、そこについてのきちんとした結論を得るに至りませんでしたので、今後、何らかの形で深めていけたらと思います。

それでは、これをもちまして「運営小委員会の審議結果について」を終わります。

それでは、これらの報告書を踏まえまして、議題（2）「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）」の審議に入ります。

報告内容は、運営小委員会として慎重に審議していただき、全会一致に至らなかった結果でございますので、本審議会といたしましても、「3つの特定最低賃金ともに『改正の必要性有りとすることはできない』との結論に達した」ということで、奈良労働局長あて答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

これにつきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、当審議会といたしまして、3つの産業の奈良県特定最低賃金を一括して「改正の必要性有りとすることはできない」ということで、奈良労働局長あて答申いたします。

それでは、事務局にて「答申文」案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

「答申文」案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

【箸方室長】

はい、「答申文」案を読み上げます。

(案)

令和4年8月23日

奈良労働局長

鈴木 伸宏 殿

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和4年8月5日付け奈労発基0805第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとする事はできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

（意見なし）

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって「答申文」といたしますので、案の文字を消してください。

それでは、「答申文」が確定いたしましたので、これを持ちまして奈良労働局長に答申したいと思っております。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。準備ができるまでの間、しばらくお待ちください。

【箸方室長】

それでは、「答申文」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」を受け渡しします。

伊東会長から鈴木局長あて「特定最低賃金の必要性有無の答申文」をお渡し願いますので、それぞれ、奈良労働局ボードの位置まで移動をお願いします。

それでは、伊東会長、「答申文」をお渡しください。

【伊東会長】

それでは、答申します。

【鈴木労働局長】

ありがとうございます。

【箸方室長】

それでは、伊東会長、鈴木局長は、座席にお戻りください。

【伊東会長】

それでは、事務局は「答申文」の写を委員の皆さんに配付してください。

【箸方室長】

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の鈴木から謝辞を申し上げます。

【鈴木労働局長】

ただ今、伊東会長から、3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして、必要性「有りとすることはできない」とのご答申をいただきました。

運営小委員会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中であって、大変慎重、そしてまた真摯かつ熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

公益委員、労働者側委員、使用者側委員のそれぞれの委員の皆様方におかれましては、引き続き、奈良地方最低賃金審議会の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日、ご答申いただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

【伊東会長】

それでは、これもちまして、「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の答申を終わります。

それでは、続きまして、議題（3）「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」の審議に入ります。

前回の審議会において、異議の申し出にかかる審議に関しては、審議の性格上、特に、委員としての率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるということを考慮して非公開とすることを決めていますので、これ以降は、非公開とさせていただきます。

(以下非公開)